

## (資料2)

※は、昨年、議会改革に関する提案として提出され、議会基本条例を検討する組織で検討することとされた事項

項目及び要素		会派名又は個人名
制定時期		
1	平成24年度中の成立を図る	無所属
前 文		
2	基本コンセプト:「住民本位の政治」の確立	公明党
3	議会は、地方自治の本旨にのっとり、行政の施策等が憲法を尊重し、憲法が要請する精神に沿うものであるかを常に監視・監督しなければならない。また、自らも憲法を行政にいかす立場で提言等に努めなければならない。	※日本共産党
4	議会改革については継続して実施すること。	大和クラブ
5	・なぜいま議会基本条例なのか、趣旨や基本となる考え方を市民に分かりやすく伝える。 ・地方自治の本旨、分権、自治、長と議会との関係、市民と議会との関係など ・市民の信託に応える議会	神奈川ネットワーク運動
目 的		
6	条例制定の目的	神奈川ネットワーク運動
条例の位置づけ		
7	議会における最高規範性	神奈川ネットワーク運動
8	最高規範性の削除	明るいまらい・やまと
議会の役割、活動原則		
9	間接民主主義について明記	新政クラブ
10	・行政運営の監視機能 ・政策立案・政策形成・政策決定・政策評価機能 ・公平性と透明性の確保、市民に開かれた議会 ・市民参加機能の拡充、分かりやすい議会	神奈川ネットワーク運動

項目及び要素		会派名又は個人名
議員の責務、活動原則		
11	議員間の政策討議を活発にする。「議会は市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図るため、政策討議の場を設けるものとする。」(5月17日、政策形成(65-1)へ移動)	新政クラブ
12	・議員間の自由討議 ・政治倫理	大和クラブ
13	・議員相互の討議の推進 ・市民意見の把握、不断の調査研究活動、研鑽 ・市民との情報共有、説明責任、議決責任 ・市民全体に奉仕する者	神奈川ネットワーク運動
14	・議員間討論(意見交換) ・議員登庁日の設定(6月27日、議会の会期(37)へ移動) ・議員倫理規定の整備	明るいまらい・やまと
15	・一般質問を終えた時点で、各議員の質問に対する行政の答弁から、市の施策に対してどの様に対処するのかの議論を行う。その為に市の職員を交えてではなく、議員間で議論をする場を設ける。例えばある議員が提起した問題点に対し、それを解消するために新たな施策を講じる必要があると提起したが、行政側がそれに対してNOだった場合、議会として「それを実現すべきか」「実現する為にはどうすればよいか」「実現する為、議員で条例を作るべきなのか」といったことを議員間で議論して、「議会」としてどの様に対処するのかという意見を纏める。そしてその意見を行政に示す。 ・一般質問で取り上げなかった事柄であっても、これは議会としての意見を纏めるべきだ」という事があれば、それを議員が提案し、議員間で議論する。(5月17日、政策形成(70-1)へ移動)	みんなの党大和
16	一定例会に一回でも、テーマを決めて議員同士で自由に発言するなどして、議員同士で自由に議論をできるようにする。 【補足】現状の委員会などでは会派代表という側面もあり、議論を通しての議員一人ひとりの考えが市民に伝わりにくい。そこを改善できる。議論もより活発にできるようになる。	※山本議員
会派の形成		
17	・政治理念や政策を同じくする議員で会派形成できる。 ・会派に属さない議員への配慮	神奈川ネットワーク運動

項目及び要素	会派名又は個人名
市民参加、説明責任	
18 出張委員会	新政クラブ
19 出前議会の実施	※公明党
20 ・議会報告会の実施－投票を行わない若い人たちの意見を聞く工夫 ・休日議会の開催 ・出前議会の開催(特に一般質問)	公明党
21 議会として、不特定多数の市民に議会報告を行うと同時に、広く市民の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	※日本共産党
22 ・議会と市民との意見交換会又は報告会の実施。 対応:議員全員、常任委員会、議会運営委員会等で! 会議結果:議会だより、ホームページ等に掲載! ・市民による議会モニターの設置・委嘱。 各委員会・本会議等に参加いただき提言書提出! 提言書は全議員が全員協議会で検討する!	大和クラブ
23 議会の見える化や市民参加の促進 【補足】議会という機関として、「議会報告会」や「意見交換会」を地域に出向いて開催し、質疑に応じる。	※神奈川ネットワーク運動
24 ・市民との意見交換会(議会が主催する議会報告会) ・陳情や請願の位置づけや受付範囲 ・陳情者等の意見陳述、説明機会の保障	神奈川ネットワーク運動
25 ・議会の休日・夜間開催 ・傍聴自由化 ・傍聴アンケートの検討 ・市民の議会参加※自治基本条例で定義している市民ではなく、市議会の選挙権を持つ市民(政策提言の受付・発言許可) ・議会報告会の開催 ・議場・委員会室の公開(議会疑似体験) (7月12日、議会広報(83)へ移動)	明るいまらい・やまと
26 ・市民の皆さん方の意見を聞くために、定例会毎に議会報告・意見公聴会を開催する。定例会開会時に行政が示してくる議案を議会として市民に示し、市民の皆さん方からの意見を聞く場を設ける。また、定例会閉会後にも報告会・意見公聴会を開催する。 ・議員の一般質問の様に、市民の皆さん方で希望する方(多くなりすぎる場合は何らかの形で人数を絞る。)に本会議場で意見表明をする場を設ける。(この際のご意見も項目17の議論対象とする。) ・陳情や請願を出してきた市民の皆さん方の意見を議会として直接聞く場を設ける。現状でも委員会などで委員長が許可をすれば暫時休憩をして意見を聞く事は可能ではあるが、それは委員長の判断によるので、正式な制度としてその場を設ける。	みんなの党大和
27 ・各定例会実施後、各議員出席の議員報告会を実施する。 【補足】議員個人で報告会を行っているだろうが、議会としても行うべきではないか。 ・陳情・請願の提出者が希望すれば意見表明(提案理由説明)ができるようにする。 【補足】陳情・請願提出者の意思尊重。	※山本議員
28 市民の意見を聴く機会の拡大	無所属
29 市民と議会の対話	※大波議員

項目及び要素		会派名又は個人名
会議や情報の公開		
30	インターネット中継を含めた情報公開	公明党
31	議案に対する賛否の公表(議員毎)	大和クラブ
32	・原則として公開 ・審議結果における個別議員の賛否公開	神奈川ネットワーク運動
33	会議の公開(代表者会・全員協議会)	明るいみらい・やまと
34	・基本的にすべての会議は公開とする。 ・この公開というのは、傍聴が可能というだけではなく、ネット中継等も行う。	みんなの党大和
議会の会期		
35	通年議会	新政クラブ
36	通年議会ー必要に応じて議長が議会を招集できる。	公明党
37	・会期日程の延長(9月・3月) ・議員登庁日の設定(6月27日、議員の責務、活動原則(14)から移動)	明るいみらい・やまと
38	議会は擬似通年議会制とする。	みんなの党大和
39	会期を前後に延長し、将来的には通年議会に。 【補足】会期を前後に延長し、将来的には通年議会にするべきだと思います。会期日程に余裕を持たせる事により、職員の負担を減らす事が出来ると思います。そして、議員は議案についての調査・研究に、今までより時間を割く事が出来るので、より質の高い議論が行えると思います。また、これにより部長や局長が他の業務の為、本会議に出席出来ない場合は、代理の者(例えば次長)の出席でも構わないと思います。	※佐藤議員
40	一定例会あたりの会期をもう少し長くする。(できるだけ通年議会に近くする。) 【補足】現状では仕事量が多くなった場合でも会期を変更することがないので、特定の日に仕事量が集中する可能性がある。実質通年化により、一日当たりの仕事量を平均化しやすくなる。	※山本議員
委員会等		
41	・予算、決算は全議員による予算、決算特別委員会で行う。決算は、半年事に中間監査と本監査中間審査と本審査を決算特別委員会で行う。 ・代表者会は事前連絡準備機関。議会内の会議は原則多数決(過半数)で決める。(7月26日、一部修正)	新政クラブ
42	各常任委員会は、休会中にあっても必要に応じて委員会として情報収集と研修を行う。	※日本共産党
43	全員協議会や委員会は原則毎月開催、傍聴も可能。	大和クラブ
44	・常任委員会や特別委員会の位置づけ ・市長側の出席制限(陳情や請願の審議等) ・代表者会や全員協議会の位置づけ	神奈川ネットワーク運動
45	委員会の随時開催	明るいみらい・やまと
46	予算・決算の特別委員会を早期に設置	無所属

項目及び要素		会派名又は個人名
議会と市長との関係		
47	二元代表制について明記	新政クラブ
48	閉会中に議員の文書による質問・回答(質問主意書) (5月17日、取り下げ)	※公明党
49	・二元代表制 ・議長による議会開催	神奈川ネットワーク運動
50	・会議資料配布日程の繰り上げ ・議長の議会招集権	明るいまらい・やまと
51	市長に対し、会派代表が10分程(若しくは会派人数に比例して時間配分)、一対一でクエスチョンタイムの様に質問できる場をつくる。 【補足】市長と一対一での質問なので、より市長の考え・政策がわかりやすくなる。また、市民にとって興味を持ちやすくなる。(7月26日、分かりやすい議会運営(64)へ移動)	※山本議員
52	・二元代表制を無視して、議会・議員を軽視する市長に強く抗議する。 ・市長と議員の関係の原則を考える。(必要とする情報を隠さないで明らかにする。)	無所属
53	・議会招集権を議長にも可能な体制 ・二元代表制の具現化 ・議案提案のできるだけ早期の議員側に提示	※大波議員
行政政策等の形成過程の説明、行政評価		
54	・市長による政策の形成過程の説明 議会は市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を求めるものとする。 ①政策等の背景と経緯 ②検討した他の政策案の内容 ③他の自治体の類似する政策等との比較検討 ④総合計画における根拠又は位置づけ ⑤関係する法令及び条例等 ⑥政策等の実施に係る財源措置 ⑦将来にわたる政策等のコスト計算 ⑧市民参加の実施の有無と内容	新政クラブ
55	議会活動サイクルー計画・実施・評価・改善をして次の予算に生かす。	公明党
56	・長の議案提案における必要情報 ・議会の議決事件の増加 ・議会としての行政評価の実施	神奈川ネットワーク運動
57	議会として、行政の執行状況等をチェックする為、毎月予算の執行状況等を行政側から報告・説明を受ける場を設ける。この報告・説明をもとに、議員同士が改善すべき点を議論し、議会としてどの様に対処するか意見を纏める。	みんなの党大和

項目及び要素		会派名又は個人名
分かりやすい議会運営		
58	一問一答。原則市長が答弁。行政に反問権の付与	新政クラブ
59	反論権の付与	公明党
60	反問権の付与	大和クラブ
61	・一問一答式(できる規定) ・質問の趣旨の確認(反問権はこの程度に)	神奈川ネットワーク運動
62	・一問一答方式 ・条件付き反問権の検討 ・対面式質問	明るいまらい・やまと
63	議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要領を定め、所信及び抱負を表明するための「所信表明会」を開催し、その選考過程が明らかになるようにする。(地方自治法によると議長選出の手続きは公職選挙法に準じ、その中で立候補制は明記されていないとの事なので、条例には明記せず、多数の自治体で行われている様に要綱を定め、それに基づいて実施する形式とする。)	みんなの党大和
64	・市長の反問権を認める。 【補足】市長が逆に問うことにより、議論が深まる。 ・市長に対し、会派代表が10分程(若しくは会派人数に比例して時間配分)、一対一でクエスチョンタイムの様に質問できる場をつくる。 【補足】市長と一対一での質問なので、より市長の考え・政策がわかりやすくなる。また、市民にとって興味を持ちやすくなる。(7月26日、議会と市長との関係(51)から移動)	※山本議員
65	・議員の発言について、質問時間は1人60分程度に延長 ・議場の在り方 * 市長と議員の対面式の議場のレイアウトは資金がなくとも可能 * パワーポイントを使用できるように整備 ・議長、副議長、監査委員は所信表明でしっかり方針を明示して、公明正大に行うべきである。	無所属
政策形成		
65-1	議員間の政策討議を活発にする。「議会は市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図るため、政策討議の場を設けるものとする。」(5月17日、議員の責務・活動原則(11)から移動)	新政クラブ
66	政策立案能力の向上－議員研修の充実強化	公明党
67	議会政策研究会の設置	大和クラブ
68	・共通する課題について研究会を設置 ・議員研修機会の増加	神奈川ネットワーク運動
69	・議員研修の充実(IT機器取扱、地方自治法など) ・立法機能強化(改正含む)	明るいまらい・やまと
70	・議員の研修・視察体制の強化(大学・大学院・自治体学会等への派遣)	無所属
70-1	・一般質問を終えた時点で、各議員の質問に対する行政の答弁から、市の施策に対してどの様に対処するのかの議論を行う。その為に市の職員を交えてではなく、議員間で議論をする場を設ける。例えばある議員が提起した問題点に対し、それを解消するために新たな施策を講じる必要があると提起したが、行政側がそれに対してNOだった場合、議会として「それを実現すべきか」「実現する為にはどうすればよいか」「実現する為、議員で条例を作るべきなのか」といったことを議員間で議論して、「議会」としてどの様に対処するのかという意見を纏める。そしてその意見を行政に示す。 ・一般質問で取り上げなかった事柄であっても、これは議会としての意見を纏めるべきだ」という事があれば、それを議員が提案し、議員間で議論する。(5月17日、議員の責務・活動原則(15)から移動)	みんなの党大和

項目及び要素		会派名又は個人名
政務調査と政務調査費 政務活動費		
71	政務調査費は実費弁償とする。(5月17日、取り下げ)	※公明党
72	・政務調査費政務活動費については別途条例で定める。 ・使途基準の明確化、会計簿と領収書の公開	神奈川ネットワーク運動
73	政務調査費政務活動費支出明細のホームページ公開	明るいまらい・やまと
議会事務局		
74	議会の権能を強化(議会が直接採用する法制職員を雇用する。議会事務局の法制能力の向上。)	新政クラブ
75	議会事務局の調査・政策法務機能の充実と強化	公明党
76	政策立案機能のサポート体制を充実	神奈川ネットワーク運動
議会図書館		
77	・図書や資料の充実に努める。 ・市民にも貢献する図書館	神奈川ネットワーク運動
予算の確保		
78	議会費を明記(特例市の平均を維持として)	新政クラブ
79	必要な予算措置を求める。	神奈川ネットワーク運動
議会広報		
80	議会の役割について、市民への「啓発」活動を促進	※新政クラブ
81	議会の権能を強化(議会報(A4)、ホームページの充実)	新政クラブ
82	分かりやすい広報に努める。	神奈川ネットワーク運動
83	・議会広報の強化(議会だより予算拡充、点字版発行、声の議会だよりの配信) ・議場・委員会室の公開(議会疑似体験)(7月12日、市民参加・説明責任(25)から移動)	明るいまらい・やまと
84	議会だよりの刷新について、議会報編集委員会で論議されている改革案を十分に尊重すべきである。	無所属
専門的知見の活用		
85	学識など専門的知見を有する者の活用	神奈川ネットワーク運動

項目及び要素		会派名又は個人名
議員定数		
86	・別途条例で規定 ・定数についての考え方を規定する。	神奈川ネットワーク運動
議員報酬		
87	・別途条例で規定 ・改定にあたっての手続き	神奈川ネットワーク運動
議会と改革の監視機能		
88	市民参加の(仮称)議会改革推進協議会を設置	神奈川ネットワーク運動
89	市民参加型の議会改革検討協議会の設置	明るいまらい・やまと
90	議会改革協議会の常設化 【補足】議会改革協議会を常設化して、議会基本条例が制定された後も永続すべきと考えます。常により良い議会にする為に改善を続けるべきで、議会改革にゴールはないと考えます。	※佐藤議員
91	議会改革の為の会は例えば議会基本条例を制定した後も残すべき。 【補足】議会改革という自己変革は常に行なっていく必要があるのではないか？	※山本議員
条例の見直し		
92	継続的な検討	公明党
93	基本条例の実施については不断に点検し、改正その他必要な措置を講ずること。	大和クラブ
94	・市民の意見や上記協議会等の意見を踏まえる。 ・見直しにあたっては、最高規範性を持つ条例であることを配慮	神奈川ネットワーク運動
95	議会基本条例は時限立法、改選ごとに見直し義務	明るいまらい・やまと
その他		
96	ペーパーレス化に努める。	新政クラブ
97	大和市議会災害対策本部(廃止)にともない、災害時の議会のマニュアル化制定他	大和クラブ
98	IT関連機器の積極活用	明るいまらい・やまと
99	パソコンは議員1人に1台は貸与すべき	無所属